

目標達成に向けたその他の取り組み

生活空間の安全性確保

- ◆耐震シェルターの設置など、建物が倒壊しても生命を守るための対策、家具の転倒防止対策、及びエレベーターの安全対策等について、普及・啓発を行う。

非構造部材の安全対策

- ◆天井の脱落防止対策、窓ガラスの落下防止対策、広告物の落下防止対策及びコンクリートブロック塀の倒壊防止対策等について、普及・啓発を行う。

防災意識・耐震化意欲の向上

- ◆「枚方市防災マップ」や「おおさか防災ネット」が有効に活用されるよう、普及・啓発を行う。

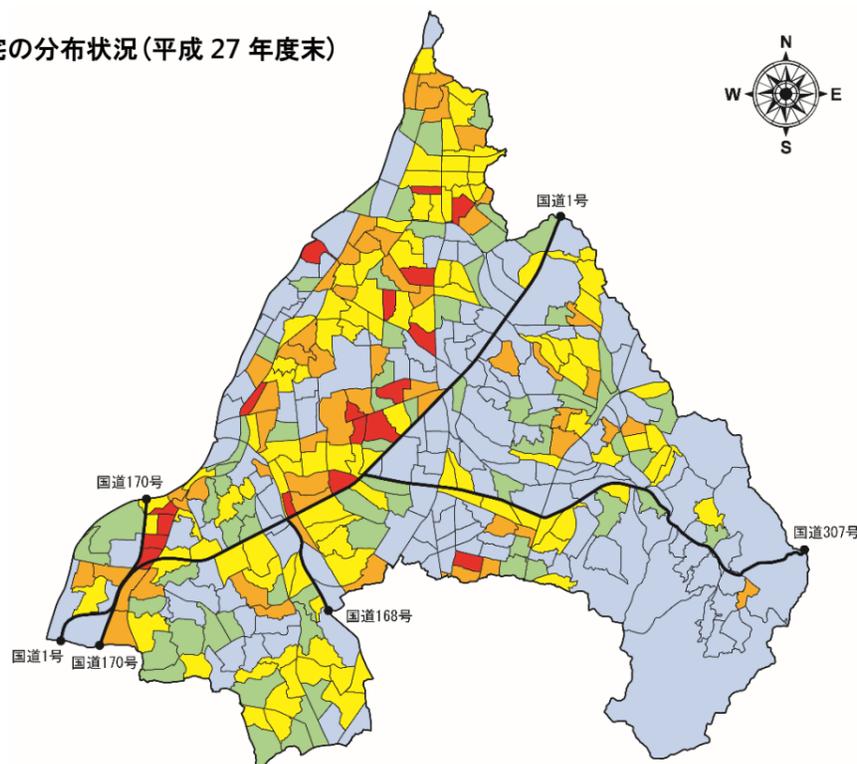
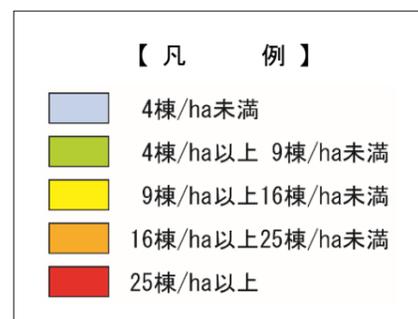
関係団体との連携

- ◆大阪建築物震災対策推進協議会、事業者団体・建築団体及び大阪府リフォームマイスター制度推進協議会等と連携して、所有者への普及・啓発や相談業務を行う。

地域団体との連携

- ◆出前講座を活用した耐震関連情報の普及や避難経路・危険箇所の点検等の自発的な取り組み啓発により、地域ぐるみで防災意識の向上が図られるよう働きかけを行う。

新耐震基準以前に建築された木造住宅の分布状況(平成27年度末)



新耐震基準(昭和56年6月以降の耐震基準)以前の木造住宅は、国道1号(第2京阪を除く)の西側の古くから形成されていた市街地に多く分布している傾向が分ります。

■建築物の耐震診断・耐震改修等に関するご相談は…

枚方市 都市整備部 開発指導室 建築安全課
 〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目9-1 枚方市役所分館2階 TEL:072-841-1441(ダイヤルイン)
 ※「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画(第Ⅱ期)」及び耐震診断・改修に関する補助制度の内容については、枚方市のホームページ(URL <http://www.city.hirakata.osaka.jp/>)でご覧になることができます。

枚方市 住宅・建築物 耐震改修促進計画(第Ⅱ期)の概要

枚方市では、「住宅・建築物耐震改修促進計画(平成20年策定)」に基づいて耐震化の促進に取り組んできましたが、計画期間の最終年が到来したこと及び耐震改修促進法の改正や大阪府耐震改修促進計画の改定が行われたこと等を受け、「住宅・建築物耐震改修促進計画(第Ⅱ期)」として改定しました。

- 位置付け** 大阪府の耐震改修促進計画を踏まえつつ、枚方市の関連計画との整合を図る。
- 対象建築物** 昭和56年5月31日以前の耐震基準(旧耐震基準)で建築された「民間住宅」、「多数の者が利用する民間建築物等」及び「市有建築物」を対象とする。
- 計画期間** 平成29年度～平成37年度までの9年間とする。
中間年度を目途に施策実施状況や耐震化状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

耐震化の現状・動向と課題

平成28年度現在、多数の者が利用する建築物や市有建築物の耐震化は、前計画の目標(平成27年度末の耐震化率90%)に到達していますが、民間住宅は耐震化のスピードアップを図る必要があります。

耐震化の現状・動向

民間住宅	多数の者が利用する建築物	市有建築物
現状(平成28年度) 耐震化率 83.1% 前計画策定時(平成19年度) 77.2%	現状(平成28年度) 耐震化率 90.7% 前計画策定時(平成19年度) 78.3%	現状(平成28年度) 耐震化率 97.6% 前計画策定時(平成19年度) 39.3%

枚方市では耐震化の支援として、耐震診断・改修設計・改修工事・除却工事に対する補助制度を実施するとともに、耐震化の必要性や補助制度についての普及・啓発を継続的に実施してきましたが、今後より一層の耐震化促進に向け、様々な課題を認識した上で取り組む必要があると考えています。

耐震化を促進する上での課題

全国的な課題	所有者からみた課題 [本市アンケートによる]
<ul style="list-style-type: none"> ◆耐震化の必要性の認識が低い ◆改修計画の適切性の判断が難しい ◆改修費用の負担感が大きい ◆改修事業者の選定が難しい ◆入居者等の合意形成が難しい(共同住宅の場合) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 耐震化を断念した理由 <ul style="list-style-type: none"> ◆費用が準備できない、内容・価格が適正か判断できない ② 耐震化に際して苦労した点 <ul style="list-style-type: none"> ◆近隣への配慮、事業者の選定、事業者への対応・立会い ③ 耐震化促進に必要と考える施策 <ul style="list-style-type: none"> ◆補助額・補助率の引き上げ、申請手続きの簡素化、事業者の紹介・斡旋、相談体制の充実

耐震化の目標と基本的な取り組み方針

耐震化の現状・動向を踏まえて、計画期間における対象建築物それぞれについての耐震化の目標を定め、耐震化のスピードアップを図るための施策に取り組みます。

耐震化を促進する上での課題を踏まえて、地震発生時における住宅・建築物の倒壊による被害を防止し、市民の生命と財産を守るため、耐震化の促進に向けた基本的な取り組み方針を定め、これに基づき住宅や多数の者が利用する建築物、市有建築物の耐震化の促進に向けて取り組みます。

耐震化の目標

民間住宅	多数の者が利用する建築物	市有建築物
現状(平成28年度) 耐震化率 83.1%	現状(平成28年度) 耐震化率 90.7%	現状(平成28年度) 耐震化率 97.6%
目標(平成37年度) 耐震化率 95%	目標(平成32年度) 耐震化率 100%	目標(平成32年度) 耐震化率 100%

基本的な取り組み方針

- ① 耐震化に向けた普及・啓発を行う
 - ◆多様な普及・啓発に取り組むとともに、気軽に耐震化に関して相談できる体制づくりを進める。
- ② 耐震化の取り組みを支援する
 - ◆費用負担を軽減するための支援を行うとともに、新たな支援制度の創設に向けて取り組む。
- ③ 市有建築物の耐震性・安全性を確保する
 - ◆非構造部材も含めた建築物の安全対策を進め、市民が利用しない建築物も耐震性を確保する。
- ④ 市民・事業者と役割を分担する
 - ◆市民は自ら所有する建築物の耐震化に取り組み、事業者は耐震化のノウハウを広く市民に発信する。

目標達成に向けた具体的な取り組み内容

耐震化の目標達成に向けて、民間住宅、多数の者が利用する建築物、緊急交通路沿道の建築物及び市有建築物について、基本的な取り組み方針に基づき具体的な耐震化の取り組みを展開します。

民間住宅における取り組み

- ① 耐震化の促進に向けた普及・啓発
 - ◆各種メディアを活用した普及・啓発や説明会・講座等の開催による普及・啓発を引き続き行うとともに、スマートフォン等を活用した情報提供など新たな普及・啓発手法について検討を行う。
 - ◆市役所での情報提供や関係団体と連携した技術者の紹介を引き続き行うとともに、多様な相談体制づくりについて検討を行う。
- ② 耐震化の取り組みに対する支援
 - ◆耐震診断・改修設計・改修工事及び除却工事に要する費用の一部を補助する制度により、引き続き所有者による耐震化の取り組みを支援する。
 - ◆段階的な耐震改修や部分的な耐震改修に取り組む住宅所有者や、耐震化に向けて取り組む分譲マンションの管理組合等を支援するため、新たな補助制度の創設について検討を行う。
- ③ 地域特性に応じた重点的な取り組み
 - ◆旧耐震基準で建築された木造住宅が集積する地区(裏面参照)では、自治会等との連携や地区集会所等での相談会開催など、重点的な普及・啓発に取り組む。
 - ◆普及・啓発の実施にあたっては、「まちまるごと耐震化支援事業」や「モデル地区における重点的な普及・啓発」など、大阪府による耐震化の促進に向けた取り組みとの連携についても検討を行う。

多数の者が利用する建築物における取り組み

- ① 耐震化に向けた普及・啓発
 - ◆台帳等により状況を適切に把握し、耐震化が必要な建築物は所有者等に直接働きかけを行う。
- ② 耐震化の取り組みに対する支援
 - ◆耐震診断の補助制度により、引き続き所有者等の耐震化の取り組みを支援する。

緊急交通路沿道の建築物における取り組み

- ① 耐震化に向けた普及・啓発
 - ◆台帳等により状況を適切に把握し、耐震化が必要な建築物は所有者等に直接働きかけを行う。
- ② 耐震化の取り組みに対する支援
 - ◆補助制度による支援を引き続き行うとともに、必要に応じて補助制度の再構築について検討を行う。

市有建築物等における取り組み

- ◆耐震性が不十分な建築物は、早期に耐震性が確保されるよう関連計画に基づいて取り組みを進める。
- ◆公的賃貸住宅は、建替えや集約も含めて早期に耐震化が図られるよう関係機関への働きかけを行う。